

町公共施設使用料を変更

町では、受益者負担の適正化、使用者の利便性向上などの観点から、益城町使用料等審議会の審議を経て、使用料の見直しを行いました。

施設使用料

施設名	貸し出し施設	変更前	変更後
町公民館飯野分館	講堂	100	150
町公民館福田分館	講堂	100	150
町公民館津森分館	講堂	100	150
	研修室	-	100
保健福祉センター はびねす	保健指導室(和室)	300	200
	託児室・創作活動室	200	150
	調理室	500	400
交流情報センター ミナテラス	視聴覚室	700	600
	会議室(片面利用)	200	100
	会議室(全面利用)	400	200

4月使用分から、施設使用料・空調使用料を変更します。変更後の1時間当たりの料金は下表の通りです(変更する施設・貸し出し施設のみ掲載)。

空調使用料

施設名	貸し出し施設	変更前	変更後
保健福祉センター はびねす	保健指導室(和室)	300	200
	託児室・創作活動室	200	150
	調理室	500	300
交流情報センター ミナテラス	会議室(片面利用)	200	100
	会議室(全面利用)	400	200
	IT学習室	200	100

問 施設を利用する個人・団体など

利用する施設の担当課(電話番号は4ページ参照)

使用料の見直しなどに関すること

企画財政課 行政改革係 ☎ 286 - 3223

後期高齢者医療保険料・介護保険料納付確認書の交付

令和5年1月1日～12月31日の期間に、普通徴収(納付書払い口座振替)で保険料を納めた人に対して、確定申告で社会保険料控除として使用する納付確認書を交付します。

なお、後期高齢者医療保険料、介護保険料とも、原則として窓口交付となります。

申請方法

- 必要なもの**
- 被保険者本人の後期高齢者医療被保険者証(介護保険料分のみ申請の場合、介護保険被保険者証)
 - 来庁者の本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど)
 - 【同一世帯以外の方が申請する場合】委任状

申請場所 健康保険課(役場1階6番窓口)

申請開始 1月9日(火)

注意事項

- 特別徴収(年金天引き)のみで納付している人には納付確認書を発行しません。日本年金機構から送付される「公的年金の源泉徴収票」をご利用ください。なお、遺族年金や障害年金からの特別徴収の場合、「公的年金の源泉徴収票」が発行されません。必要な場合、下記へ連絡してください。
- 役場に来庁できない場合や、申請開始前に必要な場合も、下記へご連絡ください。

問 後期高齢者医療保険料

健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113

介護保険料

健康保険課 介護保険係 ☎ 286 - 3114